

石垣市最終処分場処分容量確保事業業務委託に係るプロポーザル実施要領

業 務 説 明 書

1 業務の概要

(1) 業務名

石垣市最終処分場処分容量確保事業業務委託

(2) 業務内容

別添「石垣市最終処分場処分容量確保事業業務委託仕様」(以下「仕様書」という。)に示すとおり。

(3) 技術提案(プロポーザル)を求める具体的内容

別添仕様書に示すとおり。

2 参加資格要件

本業務に係る技術提案(プロポーザル)への参加資格要件は次のとおりとします。

(1) 参加者の構成

ア 次の要件を満たす特定業務共同企業体(以下「企業共同体」という。)であること。

(ア) 構成員の数は、3者以上とすること。

(イ) 構成員の出資比率は、共同企業体の代表者となる構成員(以下「企業体代表者」という。)は50%以上、企業体代表者以外の構成員はそれぞれ10%以上であること。

(ウ) 構成員のうち少なくとも1者は、石垣市内に本社を有するものであること。

(エ) 構成員のうち少なくとも1者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。)における石垣市の一般廃棄物処分業の許可(第7条第1項)若しくは産業廃棄物処分業の許可(第14条第1項)を有していること。

(オ) 構成員は、石垣市最終処分場処分容量確保事業業務委託に係る技術提案(プロポーザル)に参加する他の共同企業体の構成員として重複しないこと。

イ 企業体は、次の要件を満たす構成員で構成すること。

(ア) 次に掲げる基準を満たす者を業務現場に専任で配置できる者であること。

a 一級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者で、かつ土木工事業に係る監理技術者資格者証及び監理技術者講習終了証を有する者であること。

b 見積書提出期限日の前日から起算して3月以上継続して直接的な雇用関係にある者であること。

(イ) 本業務に当たる管理技術者、照査技術者及び担当技術者は、参加申請者(企画提

案者)に所属しており、本業務の公告日現在において3か月以上の雇用関係にある者に限ること。

(2) 資格要件

- ア 全ての構成員が参加表明書提出の日から契約に係る見積書の提出期限の日（以下「見積書提出期限日」という。）までの間において、石垣市から建設工事、建設関連業務、庁舎等管理業務又は物品調達等に係る指名停止を受けていない者であること。
- イ 全ての構成員が廃棄物処理法第7条第5項第4号に掲げる要件に該当する者でないこと。
- ウ 全ての構成員が見積書提出期限日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、申立てがなされている場合において、更正手続又は再生手続の開始決定日とした経営事項審査の再審査を受けている者を除く。
- エ 全ての構成員が見積書提出期限日において、銀行取引停止となっていないこと。
- オ 全ての構成員が地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること（未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ているものを除く。）。
- カ 全ての構成員が次のいずれにも該当しない者であること。
 - (ア) 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
 - (イ) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - (ウ) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - (エ) 役員等が暴力団、暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - (オ) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - (カ) 役員等が暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これと取引し、又は不当に利用していると認められるとき。

3 プロポーザルの日程（予定）

プロポーザルの日程（予定）は次のとおりです。ただし、状況により前後する場合があります。

令和3年6月11日（金）	業務説明書の交付開始、参加表明書・資格審査申請書・技術提案書・見積書・質問書の受付開始
令和3年6月21日（月）	質問書の提出締め切り（午後5時まで） 回答は随時ホームページで回答
令和3年7月7日（水）	受付締め切り（午後5時まで）
令和3年7月14日（水）	参加資格・書類（1次）審査結果通知
令和3年7月28日（水）	書類審査通過者によるプレゼンテーション・審査
令和3年8月4日（水）	審査結果通知

4 技術提案の手続等

（1）参加表明書・資格審査申請書・技術提案書・見積書 の提出

ア 提出期限 令和3年7月7日（水）午後5時まで。

イ 提出場所 沖縄県石垣市美崎町14番地

石垣市 市民保健部 環境課 担当 佐和田

電話：0980-82-1285

メール：seikatu@city.ishigaki.okinawa.jp

ウ 提出書類 7（1）に掲げる書類を各1部、7（2）に掲げる書類を各8部提出してください。

エ 提出方法 指定様式により担当窓口を持参又は郵送（提出期限必着）とします。

（2）本説明書等に関する質問書の提出

ア 提出期間 令和3年6月11日（金）から令和3年6月21日（月）午後5時まで。

イ 提出場所 （1）イに同じ。

ウ 提出方法 指定様式により原則として電子メールによる提出とします。

なお、電話での質問には対応いたしませんので御了承願います。

エ 回答方法 随時、参加者へホームページにより回答します。

（3）参加資格要件の確認

ア 提出された参加表明書等の内容により参加資格要件を満たしているか確認します。

イ 参加資格要件を満たしていない者の技術提案書については、審査の対象外とします。

ウ 参加資格要件の確認基準日は、参加表明書の受付日とします。ただし、参加資格要件確認後、業務受託候補者決定日までの間に、共同企業体の構成員のいずれかが参加資格要件を欠くこととなった場合には、失格とします。また、業務受託候補者の決定日から業務委託契約の締結日までの間に、共同企業体の構成員のいずれかが資格要件を欠くこととなった場合には、業務委託契約を締結しないことがあります。

(4) 参加資格要件審査結果の通知

ア 参加資格要件審査結果は、書面により通知します。

イ 参加資格要件を満たしている者に対しては、書類（1次）審査結果通知と併せて通知します。

ウ 参加資格要件を満たしていない者に対しては、その旨の理由を付して通知します。

5 業務受託候補者の決定方法

(1) 石垣市最終処分場処分容量確保事業審査委員会

業務受託候補者の決定に当っては、石垣市最終処分場処分容量確保事業審査委員会（以下「審査委員会」という。）において技術提案の審査を行います。

なお、審査委員会の審議及び委員名は非公開とします。

(2) 技術提案書の評価基準

別紙「石垣市最終処分場処分容量確保事業業務委託プロポーザル評価基準」（以下「評価基準」という。）のとおり。

(3) 技術提案の審査

ア 別紙評価基準に基づいて審査を行い、審査委員会により評価点の高い提案者（概ね3者）を選出します。

イ 審査委員会において、アで選出した提案者のプレゼンテーションにより審査を行い、最も評価点の高い提案者を業務受託候補者、第2位を次点業務受託候補者として決定します。

ウ 別添仕様書に規定する条件を満たしていない場合は、失格とします。

(4) 技術提案書の内容

技術提案書の内容は、別紙評価基準における評価項目ごとに記載するものとし、作成書類については7（2）によることとします。

(5) 書類審査通過者によるプレゼンテーション

（3）アで選出された提案者のプレゼンテーションについては以下のとおり実施します。

ア 実施方法 各技術提案内容について説明を行っていただきます。

イ 持ち時間 1提案者当たり30分程度とします。

ウ 日 時 書類（1次）審査結果通知と併せて通知し、通知の14日後を目途に行

う予定です。7月下旬を予定しています。

(6) 審査結果の通知

ア プレゼンテーションによる審査の結果は、プレゼンテーションを行った提案者に後日、書面で通知します。

6 その他の留意事項

- (1) 提出書類の作成・提出及びプレゼンテーションに要する費用は提案者の負担とします。
- (2) 提出書類の作成及び契約手続において使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨単位は日本国通貨、時刻は日本標準時とします。
- (3) 技術提案に関する書類及び図面等の著作権は提案者に帰属するものとし、第三者の著作権の使用の責めは、すべて使用した提案者に帰するものとします。
- (4) 技術提案に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等についての日本国の法令その他の規定に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法を使用した結果生じた責任は、提案者が負うこととします。
- (5) 提出された書類は、返却しません。提出期限後における提出書類の差替え及び再提出は、認めません。
- (6) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、失格とします。

7 提出書類

(1) 参加表明書等の提出書類

ア 参加表明書

イ 資格審査申請書

ウ 企業体代表者の参加資格要件に関する書類

(ア) 自認書

(イ) 配置（予定）技術者届出書

エ 構成員の参加資格要件に関する書類

(ア) 委任状（企業体代表者と構成員の関係）

(イ) 委任状（本社と支店長等の関係）

(ウ) 会社概要書（構成員すべて）

(エ) 定款（構成員すべて）

(オ) 決算報告書（構成員すべて、直近3ヵ年）

(カ) 商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）（構成員すべて）

(キ) 一般廃棄物処理業の許可証若しくは産業廃棄物処理業の許可証の写し又は廃棄物の破碎、選別及び運搬等の実施に関し相当の経験を有していることを証明する書類（施工実績を証明する契約書の写し等）

オ その他

(ア) 必要な一般廃棄物処理施設等の確保及び設置可能な時期について説明できる資料（設置許可証やリース契約書の写し等）

(2) 技術提案書等の提出書類

ア 技術提案書

技術提案書の内容は、仕様書 第 6 章 技術提案事項に示すとおりであり、以下の事項について提案することとします。なお、様式に規定はなく、参考資料を添付することは妨げません。

(ア) 業務の基本方針（A4、3 枚以内）

(イ) 業務の実施工程（A4、5 枚以内（A3 折込可））

(ウ) 業務の実施体制（A4、5 枚以内）

(エ) 業務実績（A4、3 枚以内）

(オ) 処理業務計画のうち、処理計画（A4、5 枚以内（A3 折込可））

(カ) 処理業務計画のうち、運営・管理計画（A4、5 枚以内（A3 折込可））

(キ) 環境への配慮（A4、5 枚以内（A3 折込可））

(ク) 地域経済への貢献（A4、5 枚以内）

(ケ) 県等関係機関との調整事項（A4、5 枚以内（A3 折込可））

イ 見積書

ウ 再委託予定一覧表

8 契約

(1) 予定価格

予定価格は、業務受託候補者の提案業務内容及びその提案を実施するために必要な業務費の見積書を参考に算定します。

（市は、減容化費用として 1m³ 当たりの費用を事業者と協議のうえ決定し事業者を支払うこととします。）

(2) 契約手続

ア 5 によって決定した業務受託候補者と見積り合わせによる随意契約（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条第 2 項）を行い、契約を締結します。

イ 業務受託候補者との契約が成立しない場合は、次点業務受託候補者と交渉を行います。

(3) 契約の解除

業務受託者の責めにより、技術提案時の提案内容が実施されていないと判断された場合は、契約を解除することがあります。

(4) 契約の延長

事業終了後、業績評価を行ったうえで継続が望ましいと判断された場合に、次年度以

降の長期継続契約又は債務負担行為等の契約につながる事が可能となる。

(5) 支払条件

前払、中間払及び部分払：有

前払の金額：契約書に定める予定額の10分の3以内

(6) 契約保証金

契約金額の10分の1以上の額

9 その他

(1) 受託者の責めに帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合

受託者が委託契約上の債務を履行しない場合、市は受託者に対して改善勧告を申し入れます。

また、改善勧告を行っても改善が認められない場合は、業務の対価の減額又は支払停止措置をとることとし、また、委託契約を解除できるものとします。

市が委託契約を解除した場合、受託者は市に生じた損害を賠償するものとします。万が一受託者が破綻した場合、市は委託契約を解除します。

(2) 市の責めに帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合

市の債務不履行により業務継続が困難となった場合には、受託者は、委託契約を解除することができるものとします。この場合、市は、受託者に生じた損害を賠償するものとします。

評価基準と配点

評価項目		評価基準	配点	
技術評価	基本的事項	業務の基本方針	業務委託仕様書、石垣市最終処分場処分容量確保事業の趣旨・内容を十分に理解し、業務を遂行できる提案が行われているか評価する。	15
		業務の実施工程	業務委託仕様書に規定する期間内で、早期着工・早期完了等のスピード感に配慮しつつ、廃棄物を適正に処理できる提案が行われているかを評価する。	10
		業務の実施体制	業務の実施に際し、複数の事業者と連携を図るとともに、適正な技術者を配置し、安全かつ確実な業務実施体制が構築されているか評価する。	10
		業務実績	過去の業務実績等により、廃棄物を適正かつ円滑に処理する知識・経験等を有しているかを評価する。	10
	処理業務計画	処理計画	迅速かつ適正な処理を実現できる計画となっているか、廃棄物の具体的な中間処理方法や、処理後の残渣等の具体的なリサイクル方法等について提案がされているか評価する。	30
		運営・管理計画	廃棄物の数量及び安全性の管理等が適正に行えるか、緊急事態に配慮しつつ、円滑に、かつ継続して業務が遂行できる内容となっているかを評価する。	15
	環境への配慮		周辺環境や作業環境の保全に配慮した提案がされているか評価する。	10
地域経済への貢献評価	地域経済への貢献	地元事業者との連携	地元事業者を活用した業務実施体制の提案がされているか評価する。	10
		地元雇用	地元雇用を優先した業務実施体制の提案がされているか評価する。	10
調整能力評価	県等関係機関との調整事項		関係機関との調整に必要な書類を把握しているか、協議時期について提案がされているか評価する。	10
ヒアリング	説明内容		説明内容の的確性。業務理解度・実施方針・体制の妥当性及び技術提案の的確性が十分に説明されているか。	10
	説明態度		説明の分かりやすさ、説明者の業務に対する意欲が強く感じられるか。	10
	質疑応答		質問内容を的確に把握して、分かりやすく適切な回答がされているか。	10
価格評価	見積価格(税込み)		見積価格に基づき、下記の算式により算出した点数とする。 $40 \times (\text{最低見積価格}) / (\text{見積価格})$	40
合計			200	